

宮崎県後期高齢者医療広域連合広域計画

1 広域計画の策定に当たって

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきております。しかしながら、急速な少子高齢化など大きな環境変化に直面しており、今後も国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものにしていくためには、その構造改革が必要な状況になってきており、このたび、医療費適正化対策の推進、新たな高齢者医療制度の創設、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合等の措置を講ずるための「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）が国会において可決、成立し、平成18年6月21日に公布されております。

この法律により、「老人保健法」（昭和57年法律第80号）が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、75歳以上の後期高齢者を被保険者とする新たな医療保険制度が創設されることとなっております。この医療保険制度は、被保険者である後期高齢者からの保険料と公費、現役世代からの支援により財政運営を行っていくこととしており、運営は、県内の全市町村が加入する広域連合が行うこととされております。こうした制度改正は、これまでの老人医療制度が、医療費の支払いを行う市町村と実際の費用負担を行う保険者の間での財政運営上の責任の所在が不明確であることや現役世代と高齢者の負担が不明確であることから、その是正を図ることを目的として行われるものであり、また、制度運営をしていく上での財政の安定化を図るためには、広域化を図る必要があることから、県内全市町村が加入する広域連合が制度運営を行うこととされております。この後期高齢者医療制度の運営を行う広域連合は、制度運営が平成20年4月とされていることから、平成18年度末までに設立することとされました。

このため、本県におきましては、平成18年8月1日付けで宮崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設置し、県内各市町村の議会において、広域連合規約の議決を経た後、平成19年2月23日県知事に広域連合設置許可の申請を行い、同年3月29日に設置が許可され、翌30日に宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設置されました。

本県における高齢化は全国よりも早く進展しており、平成17年には、10人に1人が75歳以上の高齢者という状況になってきております。また、本県の老人医療費の総額は、約1265億円で前年度より17億円増加し、1人あたり老人医療費も年々増加しており、平成17年度においては、約80万円となっております。老人医療費は老人以外の医療費の約5倍で、医療費全体の約3割を占めており、その適正化は喫緊の課題となっております。

このような状況の中、後期高齢者医療制度を運営する広域連合は、後期高齢者の医療費の適正化や医療保険制度の安定的運営、適正な制度運営など、重要な業務を担うこととなるため、広域連合の設置に当たり、広域連合の運営の基盤となる広域計画を策定し、関係市町村や関係機関と協力しながら、広域連合の運営を行っていくことといたします。

2 広域計画の趣旨

宮崎県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合が行う事務に関連して、広域連合及び広域連合を組織する宮崎県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めます。

3 広域計画の項目

広域計画は、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- （2）広域計画の期間及び改定に関すること。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行います。

（平成19年度）

平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村において必要な準備事務を行います。

（平成20年度以降）

後期高齢者医療制度においては、医療給付、保険料の決定等の後期高齢者医療の事務は広域連合が行うこととなっていますが、当該事務のうち、保険料の徴収事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務は、関係市町村が行う事務であるため、広域連合が処理する事務から除かれています。そのため、広域連合が行う事務は、以下の（1）のとおりとしますが、（1）の事務のうち（2）に掲げる関係市町村が行う事務は除くこととします。

（1）広域連合が行う事務

被保険者の資格の管理に関する事務

医療給付に関する事務

保険料の賦課に関する事務

保健事業に関する事務

その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(2) 関係市町村が行う事務

保険料徴収に関する事務

被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付

被保険者証及び資格証明書の引渡し

被保険者証及び資格証明書の返還の受付

医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し

保険料に関する申請の受付

上記事務に付随する事務

5 広域計画の期間及び改定

この広域計画は、原則として、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後、5年間で単位に見直しを行うものとします。ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとします。

参考資料

広域連合設立の経緯

年 月 日	事 項
平成18年6月21日	「健康保険法等の一部を改正する法律」公布
平成18年8月1日	宮崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設置
12月 ∩	市町村議会において広域連合規約案提案、審議、議決
平成19年2月	
2月23日	宮崎県知事に広域連合設置許可申請
3月29日	広域連合設置許可
3月30日	広域連合設置 (職務執行者による広域連合の基本条例・規則及び予算案等の専決)
4月下旬 ∩	広域連合長選挙 (広域連合長に津村重光宮崎市長を選出)
5月中旬	
5月末 ∩	広域連合議会議員選挙
6月	
7月23日	広域連合臨時会 広域連合設立式
平成20年4月	後期高齢者医療制度施行